

特定疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときに、
安心して治療を受けるための保険です

特長

1 特定疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられたときは、特定疾病保険金をお支払いします。

被保険者が保険期間中に所定のがんに罹患した場合、または所定の急性心筋梗塞もしくは所定の脳卒中により所定の状態に該当した場合に特定疾病保険金をお支払いします。

	対象となる疾病	お支払事由
がん	がん(上皮内がん*1、非浸潤がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは対象外です。)	初めて所定のがんに罹患したと医師に診断確定されたとき (ただし、がん給付以外の責任開始期から、その日を含めて90日を経過した日の翌日以降に罹患したと診断確定されたがんが対象になります。)
急性心筋梗塞	疾病による虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(陳旧性心筋梗塞*2、狭心症*3などは対象外です。)	がん給付以外の責任開始期以後の疾病により、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと、医師によって診断されたとき
脳卒中	疾病による脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞	がん給付以外の責任開始期以後の疾病により、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断されたとき

*1 上皮内がんとは、腫瘍細胞が上皮内にとどまり、より深部に広がっていないごく早期のものをいいます。

*2 陳旧性心筋梗塞とは、過去に心筋梗塞を発病し、壊死により繊維細胞が組織化した心筋が慢性的に存在する状態をいいます。

*3 狭心症とは、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、典型的な胸部痛を発症したものの、すぐに復旧し、心筋の壊死に至らなかったものをいいます。

*4 労働の制限を必要とする状態とは、歩行、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それを超える活動では制限を必要とする状態をいいます。

※対象となる疾病およびお支払事由・留意点について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※保険期間中に被保険者が死亡した場合は、死亡給付金をお支払いします。

2 所定の高度障害状態や所定の身体障害状態になられた場合、以後の保険料のお払込みは免除になります。

傷害または疾病により、会社所定の高度障害状態になられた場合や、不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に会社所定の身体障害の状態になられた場合は、以後の保険料のお払込みが免除されます。

※所定の高度障害状態や所定の身体障害状態について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3 高額割引制度の適用があります。

ご契約の保険金額が1,500万円以上の場合は、高額割引制度の適用により、保険料は割安になります。

※保険金額に応じて割引される金額は異なります。

☞ ご検討にあたりましては、必ずP3の「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

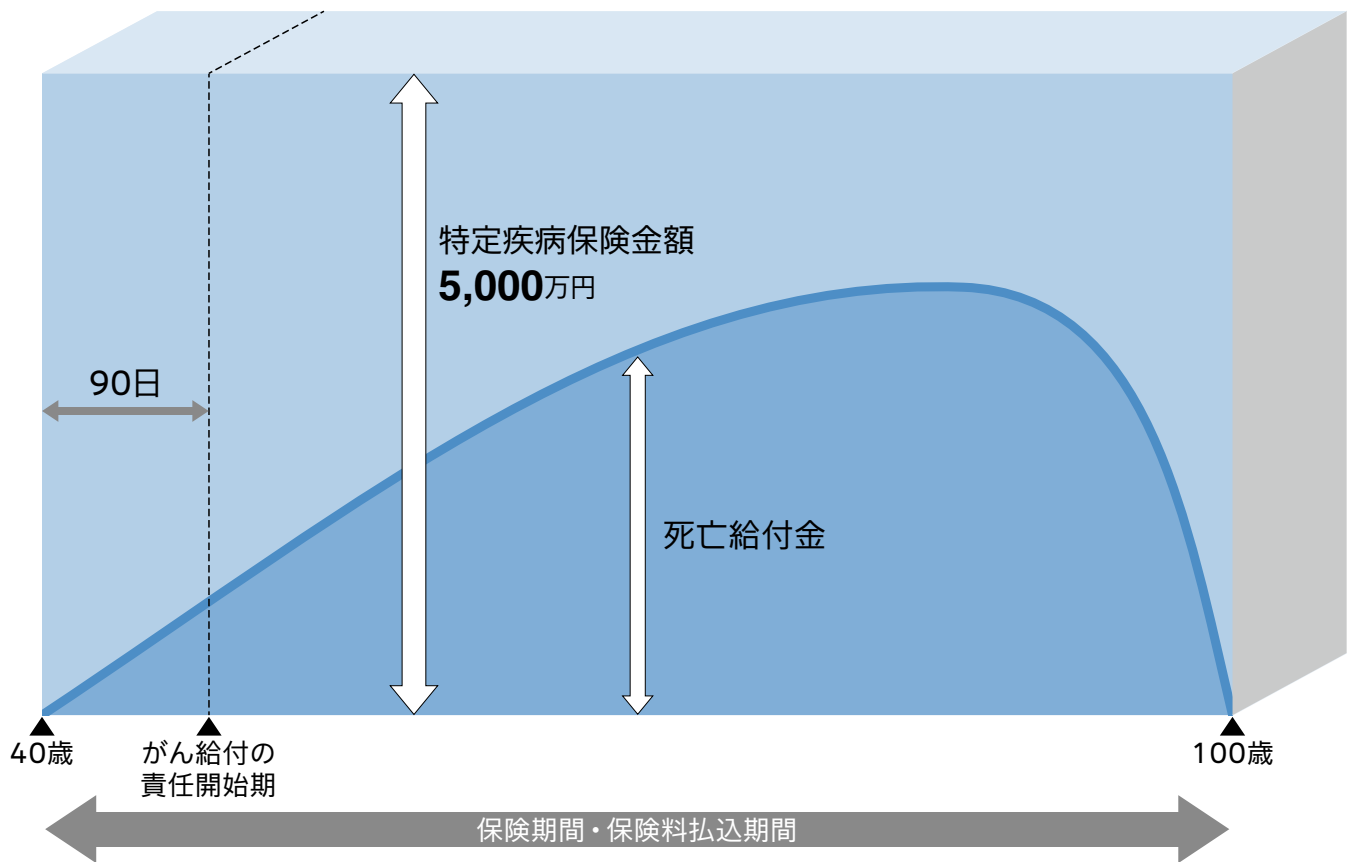
愛をお預かりする、愛をお届けする。



ご契約例

契約者 法人
被保険者 役員
特定疾病保険金受取人 法人
死亡給付金受取人 法人

契約年齢 40歳
保険期間 100歳
保険料払込期間 100歳
特定疾病保険金額 5,000万円



⚠️ご契約に関する注意事項

- 契約年齢、払込期間、性別等によっては、特定疾病保険金の額が払込保険料総額を下まわることがあります。
- この保険には、満期保険金および高度障害保険金はありません。
- この保険は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- 特定疾病保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
- 死亡給付金は特定疾病保険金よりも少ない金額となり、全くないか、あってもごくわずかな場合があります。
- がん給付の責任開始期の前日以前に所定のがんと診断確定された場合は、がん給付の責任開始期以後も、所定のがん(がん給付の責任開始期の前日以前に診断確定された所定のがんと異なる場合も含みます。)による特定疾病保険金はお支払いしません。この場合、所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続できますが、保険料の変更(減少)はありません。
- がん給付の責任開始期の前日以前に所定のがんと診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6ヶ月以内に契約者からその診断確定および診断確定の日を証する書類を会社に提出のうえ、お申出があったときは、ご契約の締結を無効とし、すでにお払込みいただいた保険料を契約者に払戻すことがあります。
※告知義務違反または重大事由による解除に該当する場合には、上記のお取扱いを行わず、保険料は払戻ししません。
- 税務の取扱い等については、登録日現在の税制・関係法令等に基づきます。将来、税務の取扱い等が変更される場合があります。
- 法人向け保険商品は、被保険者様に万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とした保険商品です。
- ご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**疾病・医療保険(特定疾病保障定期保険)**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客様の本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客様の場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報の取扱いについて

お客様より預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載の取扱いについて

記載の取扱いは登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>
保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記へお電話ください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)

※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください